

豊後大野市行政改革  
集中改革プラン  
(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

平成 18 年 3 月

豊後大野市行政改革推進本部

# 目 次

1 . 集中改革プラン策定の背景	1
2 . 目標の設定と具体的な取組	2
(1) 公債費の圧縮	4
(2) 物件・補助費等の削減	4
(3) 人件費の抑制	5
(4) 歳入の確保	7
3 . 推進項目	9
4 . 豊後大野市議会	16
5 . プラン策定後の取組方針	17
6 . 資 料	
豊後大野市行政改革大綱及び集中改革プラン策定体制	18
豊後大野市行政改革審議会名簿	19
用語説明	20

## 1. 集中改革プラン策定の背景

集中改革プランは、豊後大野市行政改革大綱の方針に従い、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とし、その期間内における集中的な取組を示すものです。

なお、本プランは社会経済情勢の変化や計画内容の進捗状況に照らし、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。その際、PDCAサイクル（計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action））に基づき不断の点検を行うとともに、その各過程において市民等の意見を反映する仕組みを整えることに努めます。

さて、本プランにおいては、本市が平成17年3月31日に町村合併により誕生したばかりであることから、市町村合併の最大のメリットとされる「スケールメリット」の実現を図ることを最大の目標とします。

さらに、本市の財政は税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存していることから歳入に見合った歳出の組立てを行うことに最大限努めることとします。

そして、本市の支出状況を見ても、人件費、公債費、物件・補助費等の占める割合が極めて高いことが明らかですが、同時にこれらこそがスケールメリットの効果を最も発揮できる項目でもあります。したがって、本プランの計画期間においては、これら項目の支出削減を重点的に行うこととします。

しかしながら、合併直後の混乱を最小限に抑えるための激変緩和策、特に周辺部に位置する地域に対する配慮は慎重を期す必要があります。

なお、本プランは原則として普通会計部門を対象とし、公営企業部門は別途策定されることを前提にしていますが、上水道及び公立おがた総合病院以外は、極めて小規模であることから、本プランに含めるものとします。

表1 平成16年度歳入歳出決算状況

(歳入) (単位：百万円、%)			(歳出) (単位：百万円、%)		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
地方税	2,966	10.23	人件費	6,623	23.98
地方譲与税	552	1.90	うち職員給	4,211	15.24
地方交付金	746	2.57	扶助費	1,630	5.90
地方交付税	11,027	38.03	公債費	5,045	18.26
分担金・負担金	570	1.97	物件費	3,247	11.76
使用料・手数料	477	1.64	維持補修費	183	0.66
国庫支出金	1,814	6.26	補助費等	2,044	7.40
県支出金	3,674	12.67	繰出金	1,855	6.71
寄付金	5	0.02	積立金	195	0.71
財産収入	131	0.45	投資・出資・貸付金	15	0.05
繰入金	2,011	6.94	投資的経費	6,786	24.57
繰越金	1,224	4.22	うち普通建設事業費	5,788	20.96
諸収入	453	1.56			
地方債	3,347	11.54			
歳入合計	28,997	100.00	歳出合計	27,623	100.00

## 2.目標の設定と具体的な取組

本市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、このままの状況で推移するならば近年のうちに基金も枯渇し財政再建団体へ転落する危機に直面しています。財政再建団体になるということは、市としての市民サービスを自ら放棄するに等しく、この危機的状況を克服するための対策が急務となっています。

本市の財政構造を見ると、特に公債費が突出しており、本市の財政を大きく圧迫していることが明らかです。これは、景気対策をも意識して積極的に実施してきた公共事業を反映したものです。

また、人件費も大きなウエイトを占めていますが、これは小規模町村が合併したことによるものです。一般に市町村は、人口規模の大小にかかわらず執行する事務は同様であるため、小規模町村は大都市と比較して過大な人員配置を強いられることとなります。

さらに、物件費、補助費等も大きなものとなっていますが、これも合併前における旧町村毎の事務事業の展開を受け継いできたことによります。

今後は、人口 41,551 人（平成 17 年国調速報値）標準財政規模 143 億円（平成 16 年度決算）の都市規模にふさわしいまちづくりに努めなければなりません。そのためには、本市規模にふさわしい職員配置や施設配置のあり方などについて総点検し、適正規模準拠の原則の実現に向けた不断の努力が何よりも肝要となります。

適正規模に準拠した財政構造の確立を目指すには、今後の歳入経常一般財源の推移に着目し、その範囲内での事務事業の展開を期すことが必要となります。実質的な合併初年度となる平成 17 年度歳入経常一般財源見込は約 163 億円ですが、ここには合併算定替えによる普通交付税の増加分が含まれているため、合併後の本来の普通交付税が算定される（一本算定）こととなる平成 32 年度を目標年度とし、「入りを計りて、出るを制する」の観点から、その年度に見込まれる歳入経常一般財源規模に見合った歳出構造を確立しなければなりません。

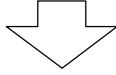
平成 32 年度歳入経常一般財源は、現段階で約 124 億円と見込まれることから、平成 17 年度経常一般財源 163 億円との差額である 39 億円に相当する経常経費を、この 15 年間に圧縮する必要があります。そして、本プランの計画期間が平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年であることから、39 億円の 3 分の 1 となる 13 億円を本プランにおける最低ラインの削減目標額とします。

そして、削減対象は本市財政を大きく圧迫している人件費、公債費、物件・補助費に重点を置き、その削減に努めることとします。

# 集中改革プランの体系図

## 施策の体系 協働社会の構築・選択と集中

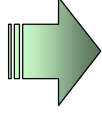
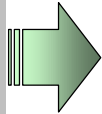
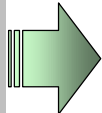
分権型社会に適応できる自主性・自立性の高い  
行財政基盤の確立



**協働社会の構築**  
市民参画機会の増大  
NPO・ボランティア団体の育成と強化  
広報・公聴活動の充実・強化  
公正性及び透明性の確保

**選択と集中**  
1 効率的な予算編成と行政経費の削減  
効果的な予算の執行  
事業の計画的執行  
徴収率の向上等自主財源の確保  
入札・契約の公正の確保  
2 事務事業の整理統廃合と業務形態の見直し  
事務事業の整理・合理化  
民間活力の推進  
附属機関及び外郭団体の見直し  
公社、第三セクターの見直し  
補助団体の見直し  
公共施設の整理・統廃合

**「協働社会」と「選択と集中」を実行する組織機  
の構築**  
1 総合的、機能的及び戦略的な行政組織の構築  
重点施策を効率的に推進する体制の構築  
政策形成及び事業調整機能の充実・強化を  
図る体制の構築  
迅速かつ柔軟に対応する体制の構築  
2 効率的な行政組織の見直しと適正な人事管理  
行政組織のスリム化  
行政組織機構の見直しと人事管理の適正  
化  
職員の資質向上  
総人件費の抑制



## 目標額の設定 歳入に見合った歳出削減

経常一般財源	平成17年度	163億円
	平成32年度	124億円
	不足額	39億円



削減目標額 39億円

経常  
総額

集中改革プラン(平成17年度～平成21年度)  
削減目標額 13.2億円



公債費の圧縮 (6億円)	起債のシーリング ・30億円(22年度以降25億円) 繰上償還 ・3億円 地域振興基金造成 ・20億円(合併特例債19億円)
	物件・補助費等 の縮減 (1.2億円)
人件費の抑制 (6億円)	職員総数の純減 ・早期退職勧奨 ・新規採用職員の抑制 報酬・給与の見直し ・嘱託職員の減員 ・職員給与の見直し 行政組織機構の見直し ・部、課、支所等の見直し

## (1) 公債費の圧縮

### 起債のシーリング及び繰上償還

本市の平成 16 年度末市債残高は約 383 億円、また平成 16 年度決算における公債費は約 50 億円と類似団体の 2 倍にも上る額となっており、本市財政を大きく圧迫しています。このことから大幅な公債費の圧縮を図る必要があり、その手法として今後の起債を抑え込んでいくことと、過去の起債について繰上償還を行うことが考えられます。

したがって、平成 18 年度から平成 21 年度までの各年度における起債の上限を 30 億円とし、平成 22 年度以降は同じく 25 億円とします。

また、公債費の圧縮を図ること及び起債制限比率を 14% 未満に抑えることを目的に 3 億円の繰上償還を行います。

### 地域振興基金の造成

将来の安定した財政運営に期するために基金の造成を行っておく必要があります。合併市町村においては合併特例債を利用して基金造成を行うことができることから、この制度を活用して計画的な基金造成を行います。この基金造成額は総額 20 億円とし、その 95% に相当する 19 億円は合併特例債を充当します。

表 2 公債費の推移

(単位：百万円)

		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	21 -16 年	21 -17 年
公 債 費		5,042	5,023	5,000	4,960	4,700	4,423	-619 -12.3%	-600 -12.0%
純 減 額	対前年	-	19	23	40	260	277	累計合計	累計合計
	累 計	-	19	42	82	342	619		
公債費残高		38,301	37,918	37,600	37,400	36,400	35,600	-2,701	-2,318

## (2) 物件・補助費等の縮減

### 公共施設の整理

本市は 7 町村の合併に伴い誕生したことから、旧町村ごとに整備された旧町村役場、教育・文化施設、体育施設、保健・福祉施設等をそのまま引継いでいます。その結果、1 つの自治体が 7 つの自治体に相当する公共施設を保有する状況となり、このことが人的配置や維持管理等において財政を大きく圧迫する結果となっています。今後は、それらの公共施設を重複・類似施設として捉え、本市の財政規模にふさわしい施設配置となるよう計画的な統廃合または機能転換等を図っていく必要があります。

### 補助団体等の見直し

補助団体についても、上記の公共施設同様に合併前の補助団体を引継いだ経緯もあり、多くの補助団体を抱え込んでいる実態があります。今後は、計画的にそれらの整理統廃合を行うとともに、補助団体の充実と自立化と併せて促進する必要があります。

### 公社・第三セクター、委託料の見直し

すべての公社、第三セクター（以下「公社等」といいます。）の経営状況及び現時点での存在意義や財政支援の必要性等を総点検し、経営の健全化及び事業の民間譲渡、完全民営化、統廃合等についての検討を行います。また、公社等の監査体制の強化や監査結

果を公表するなど経営の透明性を高めます。

また、委託料についても、その必要性や内容（質及び量等）について総点検し、削減の方向で見直しを行います。

#### 一般行政経費の削減

光熱水費や消耗品は、財政的な効果はもとより環境保全の観点からも日常的な経費削減に努めます。また、組織・機構の見直しと併せ臨時職員の効率的な配置を行います。

表3 物件・補助費等の削減（経常）

（単位：百万円）

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	21-16年	21-17年
純減額	対前年	-	20	30	30	30	30	累計合計	累計合計
	累計	-	20	50	80	110	140		

#### 受益者負担の原則化

歳入確保による財政負担の軽減もさることながら、行政サービスに対する納税者の公平性を確保するために、使用料・手数料については、受益者負担の原則の観点から見直しを行うこととします。その際、料金設定については原価を第一義的な基準とするとともに、政策的配慮により講じられてきた減免措置についても見直しを行います。

また、企業会計や特別会計への繰出金についても、安易な赤字補填となることのないよう一般会計からの繰出基準を明確化することとします。

### （3）人件費の抑制

#### 職員総数の純減

本市は、小規模7町村の合併により誕生したため、合併当初の職員総数は857名と類団等に比較しても過大な職員を抱え込むこととなっています。平成17年度以降の普通会計支弁職員は、職員数の自然減に合わせて早期退職勧奨を行うとともに新規職員採用を極力抑え込むことによって職員数の純減に取り組むこととします。

早期退職勧奨は、平成16年度までは58歳以上の職員を対象としていましたが、平成17年度からは勤続25年以上又は50歳以上の職員を対象に行うこととします。

なお、新規採用職員は3名程度とし、原則として一般行政職に充てることとします。

そして、これら職員総数の純減を図っていく上で、事務事業の将来的な民間委託や民営化は避けて通れません。事務事業全般にわたって、行政責任の確保を第一義的に考慮し、民間委託等のメリット・デメリットの総点検を開始し、その対象事業を選定するなどの具体的な行動計画に着手します。

表4 定員管理計画

(単位:人)

	普通会計支弁職員				企業会計支弁職員			総計
	新規採用	年度当初職員数	退職者	年度末職員数	病院	その他	計	
平成16年度	-	-	19	723	118	16	134	857
平成17年度	0	723	29	694	118	16	134	828
平成18年度	5	699	18	681	118	16	134	815
平成19年度	8	689	17	672	118	16	134	806
平成20年度	3	675	19	656	118	16	134	790
平成21年度	3	659	22	637	118	16	134	771
平成22年度	3	640	17	623	118	16	134	757

表5 普通会計支弁職員の純減数(純減率)

(単位:人)

平成17年3月31日 平成22年4月1日	新規採用	22	退職	124	純減数(率)	102(14.1%)
平成17年4月1日 平成22年4月1日	新規採用	22	退職	105	純減数(率)	83(11.5%)

## 報酬・給与の見直し

## ・報酬

嘱託職員については、事務事業の見直しに合わせて計画的に減員していきます。なお、各種委員会等の非常勤特別職については、合併当初だけに合併後のまちづくりに関する諮問事項が多岐にわたり、そのため委員会等の増設がやむをえない事情がありましたが、将来的には順次その統廃合を行うなど削減を図っていきます。

## ・給与

特別職の給料を平成18年1月から平成21年3月までの間、市長10%、助役、収入役及び教育長について7%の引下げを行います。

また、一般職員の給料月額についても平成18年4月から平成21年3月の間5%の引下げを行います。

さらに、職員給与については、他団体との均衡を失しないよう常に点検を行い、特に給与制度の透明性や公平性の確保に努めます。

また、諸手当についても総点検を行い、管理職手当は平成18年1月から平成21年3月までの間、部長級20%、課長級15%の引下げを行います。その他、特殊勤務手当については必要性や妥当性を検証し、時間外勤務手当については事務効率の向上を図るなどし、圧縮を図ります。



表6 報酬・給与の削減計画（一般会計）

（単位：百万円）

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	21-16年度	21-17年度
報酬		677	526	644	644	575	518	-159 -23.5%	-8 -1.5%
給料・手当等		6,097	6,143	5,859	5,712	5,567	5,519	-578 -9.5%	-624 -10.2%
計		6,774	6,669	6,503	6,356	6,142	6,037	-737 -10.9%	-632 -9.5%
純減額	対前年	-	105	166	147	214	105	累計合計	累計合計
	累計	-	105	271	418	632	737		

### 行政組織・機構の見直し

「自己決定・自己責任」を原則とする地方分権が進み、環境、福祉、生涯教育、人権等の新たな行政課題が山積する中、権限委譲の拡大や住民ニーズの多様化等により、行政の事務・事業はますます膨れ上がっています。また、その内容も多岐にわたっており、より専門的で高度な行政サービスとともに、情報公開や説明責任が強く求められています。

さらに、厳しい財政状況により職員数の純減や人件費総体の抑制を図らなければなりません。

そのため、平成20年度を目標に、事務事業の見直しや効果的財政運営の推進、人事管理と職員の資質の向上等、時代に即応した組織・機構の構築に向けた見直しを段階的に行います。

具体的には、平成18年度において、技師・保健師の集約、地域包括支援センター及び国体推進課の設置、支所の課を5課から3課に再編、三重支所機能を担う4課の廃止などを行います。

また、平成19年度では、市長部局6部を3部に再編、部内管理室の設置、本格的なグループ制の導入、国体推進局の設置、平成20年度からは、支所の本格的な総合窓口化を行うことを検討します。

## （4）歳入の確保

財政基盤の強化を図るためには、歳出の削減を行うとともに、市税を始めとする歳入の確保にも努めなければならないことから、以下の項目について重点的な取組を行います。

### 市税の確保

歳入の確保はもちろん、市税の負担の公平性を確保するためにも、課税客体の的確な確保と厳正な収納を行います。

### 財源の確保

財源は人と産業といえることから、生産年齢層である若者定住や地場産業の育成・強化、更には企業誘致の取組を推進します。

### 使用料、手数料の見直し

受益者負担の原則に基づき、各種施設の使用料及び手数料等について全般的な見直し（減免規定の見直しを含む。）を計画的に行います。

#### 市有財産の有効活用等

具体的な用途計画のない市財産については、売却や貸付等に積極的に取り組みます。

#### 新たな収入確保

市報等への広告掲載の募集など、新たな収入確保対策に取り組みます。

### 3. 推進項目

#### 協働社会の構築

項目	市民参画機会の増大					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自治基本条例の制定 市民が政策や行財政運営に参画する権利とその具体的な手続きを規定する自治基本条例を制定する。	企画調整課	検討	着手	→		
パブリックコメント、パブリックインボルブメントの活用 基本的計画の策定等にあたっては、策定段階から市民の意見を反映させるためにパブリックコメント、パブリックインボルブメントを活用する。	全課	→	実施	→		
若者や女性の諮問機関等の委員への積極的な登用、委員の公募の採用 各種審議会等の委員には女性や若者の登用を積極的に行い、さらに公募委員の採用にも努める。	全課	実施	→			

項目	NPO・ボランティア団体の育成と強化					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
NPO・ボランティア団体の設立の支援 まちづくりにはNPOやボランティア団体の参画が欠かせないものとなってきていることからその設立を積極的に支援する。 また、既存の団体については、協力支援できる市民を広く公募するなど、その育成の支援を行う。 さらに、ボランティア団体等の人材バンクの設立や市民グループの担当窓口の設置についても検討を行う。	企画調整課 全課	→	実施	→		

項目	広報・広聴活動の充実・強化					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
提供媒体の充実のための整備 市報やホームページ等の充実に努める。	情報推進課	実施	→			
情報公開の徹底 行政の市民に対する説明責任を果たしていくために情報公開制度の適切な運用を図る。なお、平成17年度に開示請求者の範囲を撤廃し「何人も」開示請求者になり得るよう条例改正を行った。	総務課	実施	→			
広聴活動の充実 住民座談会の開催やパブリックコメントの活用等により、行政に市民の声を反映できるよう一層努める。	総務課	実施	→			

項目	公正性及び透明性の確保					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
外郭団体及び附属機関等の情報公開 市の外郭団体(商工会・観光協会等)についても情報公開の要請を行う。	総務課・関係課	→	実施	→		
プライバシー保護及びデータの保護・管理の徹底 個人情報保護法の趣旨に則り、プライバシー保護及びデータの保護・管理の徹底に引き続き取り組む。	全課	実施	→			
行政手続制度の適正な運用 行政手続の透明性や迅速な対応による行政サービスの向上を推進するため一層の行政手続の適正化に努める。	総務課・全課	実施	→			
行政評価システムの確立 より効果的効率的で市民に分かりやすい市政の運営を目指すため、行政評価システムを導入する。 また、この行政評価はPDCAサイクルの中に位置づけるものとする。	企画調整課・全課	→	検討	→	実施	→
監査機能の強化 市政に対する市民の信頼を高めるために、監査機能の独立性・専門性を一層充実させる。 また、平成18年度から外部監査制度を導入する。	総務課・監査事務局	→	実施	→		

選択と集中

項目	効率的な予算編成と経費の節減					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
起債のシーリング	財政課	実施	→			
平成17年度から平成21年度までの各年度における起債の上限を30億円とする。						
予算の枠配分制度の導入	財政課	検討	⇒	一部導入	実施	⇒
現場主義に立った戦略意識と行革意識の向上を図り効果的・効率的な行財政運営に資するために、予算の枠配分制度を導入する。						
各種団体等の補助金・交付金の整理、縮小、廃止	全課	検討	実施	→		
補助団体等については今日的な社会情勢下での補助の必要性、補助金額の妥当性を点検したうえで、整理統廃合について検討するとともに補助団体の自立化の促進を行う等補助金の削減に努める。 委託料についても、コミュニティバス運行管理委託・バス運行委託・ふれあい広場清掃管理委託等、新市発足後においても統一的な契約が行われていないものについては見直しを行う。また、補助金と同様に削減の方向で事務事業全般にわたって調査・検討を行う。						
他会計への繰出金の基準設定	財政課 関係課	検討	⇒	実施	→	
企業会計や特別会計への繰出金は、安易な赤字補てんにならないよう繰出基準を明確化し、その厳守に努める。						
ソフト事業のサンセット方式の採用	全課	⇒	実施	→		
平成18年度から周辺対策事業として「ふるさとイキイキ事業」を実施する。本事業は、合併前から各町村を単位として行われてきた各種イベントやスポーツ大会等を一つの事業として再編するもので、事業期間は18年度から20年度までの3箇年(サンセット方式)としている。その他のソフト事業についても同様にサンセット方式の採用を徹底する。						
納税意欲の向上と納付の利便性の確保の向上	税務課	⇒	実施	→		
市報に税の使い道を掲載することで、市税の果たす役割の理解に努める等納税意欲の高揚を図る。 また、口座振替を促進し納付の利便性と徴収事務の効率化を図る。 (目標：口座振替納付率 平成17年50.0% 21年度60.0%)						
納税整理の強化	税務課	⇒	実施	→		
悪質な滞納者に対する法的措置を適切に実施できるよう職員研修を行う。 また、四半期毎に滞納整理強化月間を設け、全税務職員による夜間徴収等を行う。 さらに、市長等を本部長とする収納対策本部(仮称)を設置し、全庁的な滞納整理に取り組む。 (目標：徴収率[現年] 17年度97.5% 21年度98.0%)						
利用計画のない財産の売却、貸付	財政課	⇒	実施	→		
具体的な用途計画のない市財産は、売却や貸付等の措置を行うべくその取組を強化する。						

項目	効率的な予算編成と経費の節減					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>入札、契約手続きの透明性、公正性、競争性の向上</b> 入札の公平性、競争性や契約手続きの透明性を高めるために一層の改善に努めるとともに、入札手続きの改善策について不断の見直しを行う。 また、電子入札を実施する。	契約検査室	→	試行	実施	→	→
<b>設計VE（バリュー・エンジニアリング）の導入の検討</b> VEとは、これまでの公共工事における「ものづくり」の発想を「価値づくり」に転換し、本来必要とされている機能を重視し無駄を省いていく設計手法で、工事費のコストダウンが期待されている。具体的にはコスト構造の分析を行い、その構造の問題点を把握した上で、コスト縮減の検討を行う。VEは公共事業において、工事的達成とコストダウンを両立させることが可能なことから、18年度以降の公共事業の設計にVEの導入を検討する。 しかし、本市においてはVEの実績もなくVEの概念すら定義されていない状況である。そこで、市職員を対象とするVE研修会を実施する。	企画調整課 ・ 関係課	→	実施	→	→	→

項目	事務事業の整理統廃合と業務形態の見直し					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>計画的な事業実施</b> 新規、継続を問わず事業実施の際には、事業そのものの必要性、緊急性、有効性、コスト性(償還費を含むイニシャルコストからランニングコスト)の検証を行うとともに、全市的観点から一体性の確保、負担公平、適正規模準拠、コンセンサスの確保の原則化を図る。 また、既存施設の有効利用を図る観点等からも、公的施設の新増設の原則凍結、特に民間との競合する商業・宿泊施設については原則禁止とする。	全課	→	実施	→	→	→
<b>民間活力の推進</b> 行政責任の確保が維持できる分野においては、積極的な民間委託、民間移行を検討し実施する。特に、現に市民や民間企業等が管理・運営している実態がある分野については、民間委託(移行)のための受け皿づくり等の環境整備を計画的に行う。なお、PFIについても、各事業計画を立案する中でその可能性を検討する。	全課	→	検討	→	→	→
<b>公共施設への指定管理者制度(公募)の導入</b> 現在、公の施設は230存在している。平成17年度までに3施設が既に指定管理となっているが、祖母山麓尾平青少年旅行村のみが公募によるもので、それ以外は任意指定となっている。平成18年度は、56施設が追加指定されることとなっているが、そのすべてが任意によるものであるため、今後、公募による民間適用への移転の検討ができるよう契約期間は2年間としている。 残る171施設については、18年度以降も直営施設となっているが、前述の56の任意による施設とともに可能な限り公募型の指定管理に努めるとともに、施設そのものの統廃合や譲渡について検討を行っていく。	全課	実施	→	→	→	→

項目	事務事業の整理統廃合と業務形態の見直し					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<b>公社、第三セクターの経営健全化のための全体的な見直し</b> 清川村農林業公社・大野町農業公社・緒方町農業公社、緒方町観光振興公社・有限会社道の駅みえ・有限会社朝地町地域振興公社、豊後大野市土地開発公社については、経営状況及び現時点での存在意義や財政支援の必要性を総点検し、経営の健全化及び事業の民間譲渡、完全民営化、統廃合等についての検討を行う。 また、公社等の監査体制を強化し、その結果を公表するなど経営の透明性を高める。	農業振興課 ・ 商工観光課 ・ 建設管理課	検討				
<b>支所等の空きスペースを活用した総合コミュニティセンターの整備の検討</b> 支所や公民館、保健センター等については生涯学習や福祉・保健等の拠点機能を兼ね備えた地域の総合的なコミュニティセンターとする等、住民サービスの一元化を図りつつ、整理・統廃合を検討する。	全課	→	検討	→	→	→
<b>体育施設の国体後の抜本的な見直し、整理統廃合</b> 平成20年の第63回国民体育大会の終了後、抜本的な見直しを行い、整理・統廃合を図るべく検討する。	スポーツ振興課	→	検討	→	→	実施
<b>その他の施設の整理・統廃合</b> 学校給食調理場については、新給食調理場の建設により7施設を3施設に統廃合を行う。 また、葬斎場については、2施設とも老朽化が著しいため新施設の建設に併せ既存施設のあり方を検討する。	給食調理場管理課 ・ 環境衛生課	検討	一部実施	→	→	→

「協働社会」と「選択と集中」を実行する組織・機構の構築							
項目	行政組織機構の見直し						
具体的内容と進行管理		主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事務の一元化の実施 事務事業の一元化による部・課の統廃合を行う。また、三重町支所機能を担う4課を廃止する。		総務課	検討	三重支所機能廃止	市長部局統合	→	
専門担当課の設置 重点施設等の実施に伴う専門担当課の配置を行う。市長室の設置、包括支援センターの新設等		総務課	検討	地域包括支援センター行政管理室設置	市長室設置	→	
技師の集約 技師、保健師の本庁集約を行うことで、業務執行能力の強化を図る。		総務課	検討	技師・保健師一部本庁集約		→	
国体推進体制の強化 第63回国民体育大会の推進強化を図るため、教育委員会国体準備室を平成18年度に国体推進課とし、19年度には国体推進局(市長部局の部並)とする。		総務課・国体準備室	検討	国体推進課設置	国体推進局設置	→	
組織のフラット化 組織のフラット化を図るため、平成19年度からグループ制を導入をし、役付の変更及び係の廃止等を行う。		総務課	検討	→	グループ制導入	→	
本庁と支所機能の見直し 総合支所にある5課を段階的に縮小し、平成20年度には窓口業務主体の支所とする等支所の見直しを行う。また、部長級支所長制は廃止を検討する。		総務課	検討	→		→	

項目	人事管理の適正化						
具体的内容と進行管理		主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員管理計画の策定 本市の職員定数は、合併直後のため類似団体規模に比して過大となっている。今後は、早期退職勧奨の実施、新規採用職員の抑制及びアウトソーシング等の実施により職員定数の逡減に努める。		総務課	実施	→			



項目	職員の資質の向上					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
幅広い見識、専門的な知識、管理能力を養うための研修制度の充実	総務課	検討	実施	→	→	→
<p>住民サービスの向上を念頭に、政策形成、専門能力の向上及び分権時代対応能力、さらには市民から望まれる職員像（CS満足度）の確立のために、職員研修の充実、社会情勢に適合した研修計画の策定を行う。</p> <p>また、職員の資質向上と組織活性化のための職場研修推進委員を設置する。</p>						

項目	総人件費の抑制					
具体的内容と進行管理	主管課	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
早期退職勧奨の実施	総務課	実施	→	→	→	→
<p>早期退職勧奨は、平成17年度から勤続25年以上、または50歳以上の職員を対象に行う。</p>						
新規採用の抑制	総務課	実施	→	→	→	→
<p>新規採用職員は極力抑制し、早期退職勧奨と併せ職員総数の純減に努める。</p> <p>なお、新規採用職員は一般行政職に充てるものとし、特定職種は原則退職不補充とする。</p>						
嘱託職員並びに臨時職員の削減	総務課	→	検討	実施	→	→
<p>効率的な行政機構と事務事業の見直しに併せて、嘱託職員並びに臨時職員を計画的に削減する。</p>						
給与制度の適正化、公正化、透明化	総務課	実施	→	→	→	→
<p>職員給与は、他団体との均衡を逸しないよう常に点検を行うとともに、給与制度の公正性と透明性の確保に努める。</p> <p>なお、一般職員の給料月額を平成18年4月から平成21年3月の間、5%の引き下げを行う。</p> <p>さらに、特別職の給料についても同様の引き下げを行う。(市長10%、助役・収入役及び教育長7%)</p>						
各種手当の総点検	総務課	実施	→	→	→	→
<p>管理職手当を平成18年1月から平成21年3月までの間、部長級20%、課長級15%の引き下げを行う。時間外勤務手当については、組織機構や事務事業の見直しによって事務の効率化を図ることで削減を図る。</p> <p>さらに、特殊勤務手当については、その必要性や妥当性について点検し、縮減に向けた検討を行う。</p>						

### 3 . 豊後大野市議会

平成 12 年に施行された地方分権一括法により、自己決定と自己責任を原則とする地方分権が推進される中で、議会の果たすべき役割と市民から寄せられる期待はますます増大しています。

また、市政への市民参画といった観点から、市民にわかりやすい、より開かれた議会運営も強く求められているところです。

このようなことから、議会機能の充実に努めると共に、特に市民の関心が高いとされている議員定数や議員報酬についての説明責任を果たす等、開かれた議会づくりを推進します。

#### 議会機能の充実

市民の声を集約し市政に反映させるため立法・政策能力の向上や執行機関に対する監視機能の強化等、議会機能の充実、活性化に努めます。

#### 議員定数

豊後大野市は、法定定数 26 人（地方自治法第 91 条第 2 項第 5 号に規定されている人口 5 万人未満の市の上限数）を豊後大野市議会の条例定数と定めています。

定数の見直しに当たっては、地域住民の声を十分に市政に反映させるためにも条例定数 26 人が望ましいとの声がある一方、3 年後（次期改選時）の人口動態などを考慮して議員定数を見直すべきとの考えもあります。

したがって、定数の見直しについては、今後とも慎重な検討を行い、平成 20 年 6 月までに結論を出します。

#### 議員報酬

本市の議員報酬月額、県内 13 市の中でも最も低い水準にあり、また、全国の類似団体と比較しても同様に低水準となっています。

しかし、市の厳しい財政状況を踏まえ、議員報酬月額の 5 % 引き下げを 3 年間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）行います。

【削減効果額：3 年間総額 1 8 百万円】

## 4 . プラン策定後の取組方針

### ( 1 ) 集中改革プランの進行管理

本プランは、分権型社会に対応できる自主性・自立性の高い行財政基盤を確立し、過疎化や少子高齢化など本市が抱える構造的な問題に適切に対処し、次の世代に責任と誇りをもってつなぎ渡せる活力ある地域社会を構築するために、その手段として策定したものです。

今後は、本プランの骨子である「協働社会の構築」、「選択と集中」、「協働社会の構築と選択と集中を実行する組織・機構」の達成に向けて最大限の取組を行うことで、本市建設に当たって大野郡 5 町 2 村合併協議会が定めた本市の都市像である「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」の実現に努めます。

このことから、本プラン策定後において次の取組を行います。

行政改革大綱及び集中改革プランの趣旨や目的について、市民の理解と協力を得るために、その内容を市報やホームページなどを通じて公表します。

本プランを所管する行政管理室を平成 18 年度に新設します。

庁内の行政改革推進本部及び市民代表等で構成される行政改革審議会において本プランの進行管理を行う仕組づくりを行います。

### ( 2 ) 行財政改革の一層の推進

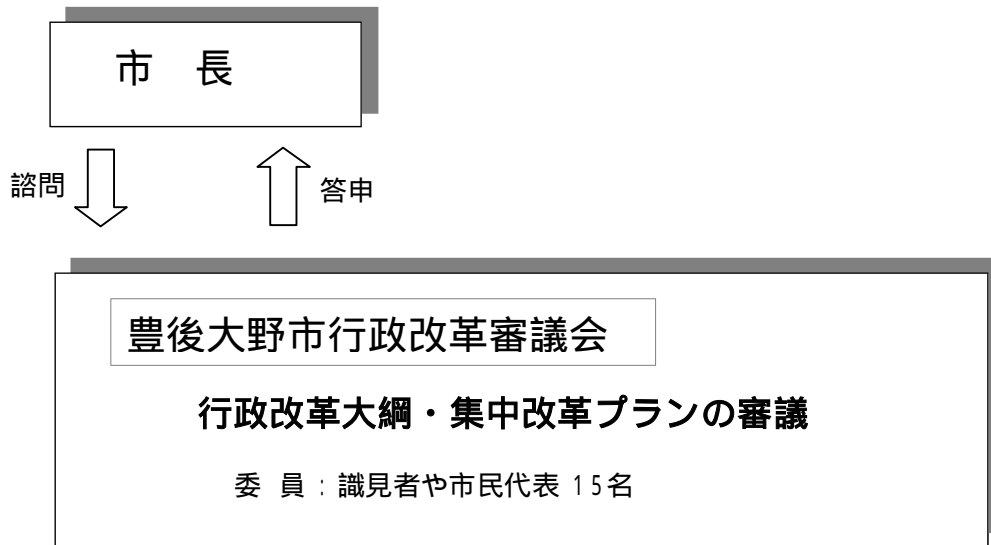
本プランは、合併直後において策定したことからも、全市的な事務事業や公共施設等の把握、さらには合併前からの事業調整等が完全に図られたとはいえない状況があることは否めません。したがって、平成 18 年度を本格的な行財政改革の実施年度と位置け、市民の更なる理解と協力を得ること、及び行財政改革の一層の推進を図るための取組を強化します。

### ( 3 ) 集中改革プランの見直し

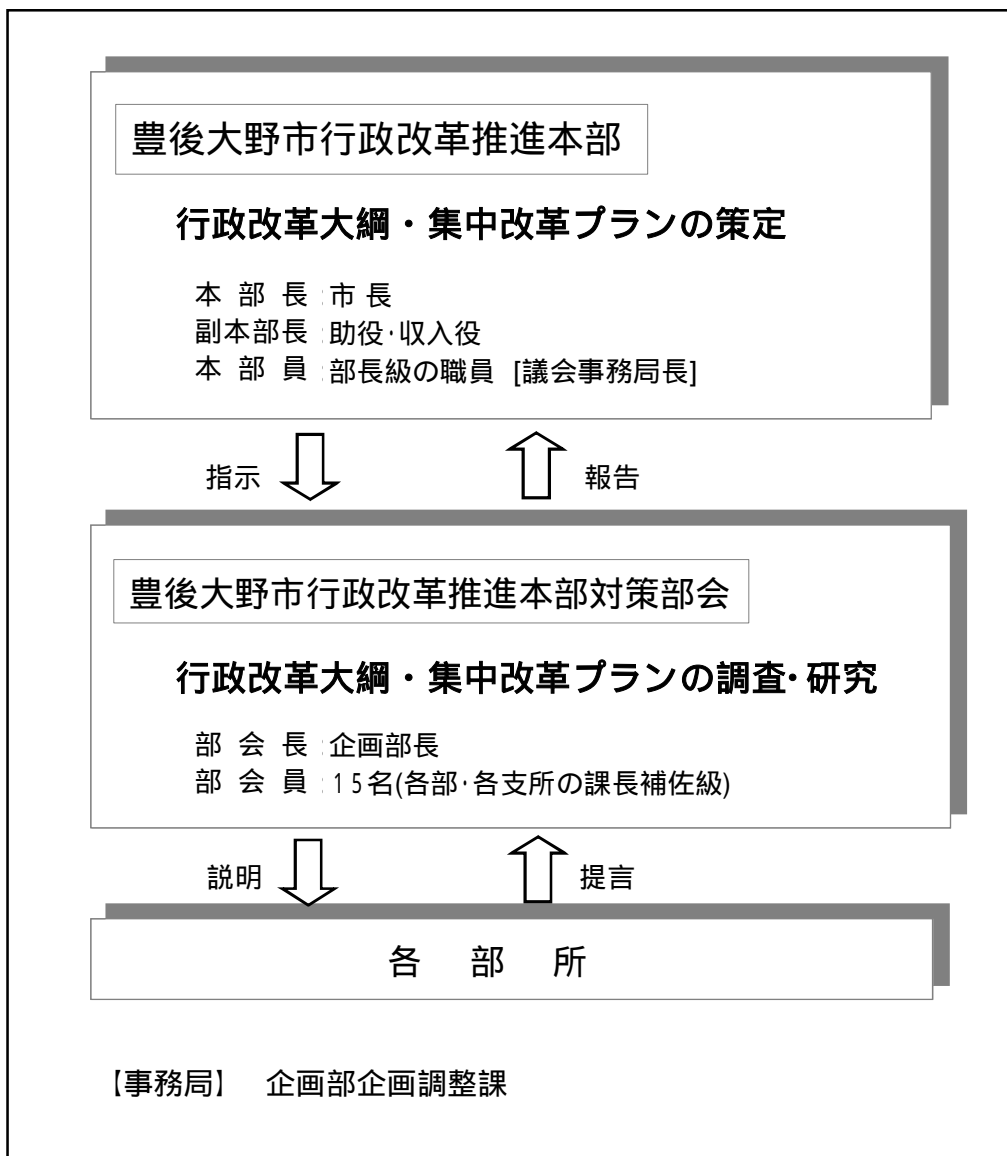
本プランは、今後の地方財政に対する国の方針や本市の財政状況等に応じて、必要な見直しを行います。その際には行政改革審議会への諮問やパブリックコメントの活用など、より広範な市民の意見が反映されるよう努めます。

## 5. 資料

### 行政改革大綱及び集中改革プラン策定体制



### 庁舎内組織



豊後大野市行政改革審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	足 立 百合子	豊後大野市女性団体連絡協議会長	
2	伊 東 克 希	認定農業者	
3	小 野 傳 治	司法書士	
4	菊 口 邦 弘	大分銀行三重支店長	
5	後 藤 素 宣	公認会計士	
6	田 嶋 信 夫	豊後大野市自治委員会連合会副会長	
7	土 谷 修	豊肥地区保育協議会会長	
8	成 田 三吉郎	大分行政相談員協議会会長	
9	羽田野 和 代	豊後大野市農村女性組織連絡協議会長	
10	福 谷 正 信	立命館アジア太平洋大学教授	
11	古 畑 憲 治	豊肥経済同友会代表幹事	副会長
12	森 俊 樹	豊後大野地区商工会広域協議会会長	
13	吉 長 倫 仁	大分県大野地方振興局長	
14	吉 藤 孝	豊後大野市自治委員会連合会長	会 長
15	和 田 貴 彦	豊後大野市職員労働組合執行委員長	

50音順に記載させていただきました。

(敬称略)

## 用語説明

用語	説明
NPO	民間非営利組織 利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称
PFI	国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。「Private Finance Initiative」の略。
アイデンティティー	同一性、存在証明、主体性の意。自分は自分であるという意味。例えば、自治体の活性化を促す基本的な理念は、自治体の主体性は何かを明確にすることであり、これを自治体のアイデンティティーの確立という。
アウトソーシング	専門的能力・ノウハウを持った業者に外注すること。
イニシャルコスト	施設建設費、機器やシステムなどの初期投資費用のこと。
コミュニティセンター	地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるための施設。公民館・図書館・学校・公園など。
サンセット方式	期限付きの予算。一定時点又は定期的に事業の見直しを行い、その必要性が確認されない限り自動的にその事業を廃止しようとする予算編成の方式。
シーリング	予算編成において、これ以上は要求できないという概算要求の限度。
スクラップアンドビルド	行政組織で部署を新設する場合には、既存の機構を改廃し全体として組織の増大を防ごうとする方式。
スケールメリット	規模を大きくして得られる効果・利益。規模の拡大につれて、単位あたりの費用が低下すること。
ゾーニング	地帯設定の意。それぞれの部分を用途や機能ごとに分類して区分すること。
第3セクター	国や地方公共団体(第一セクター)と民間事業者(第二セクター)との共同出資で設立された法人のこと。
ニーズ	要望。
ネットワーク	網の目のように作った組織、系列、つながりそのもの。
パートナーシップ	住民と行政がともに協力しあうこと。
パブリックインボルブメント	行政による計画の策定を、住民や市民の参加を積極的に募って行うこと。「パブリックコメント」が、住民や市民に意見を求める制度であるのに対して、「パブリックインボルブメント」は、住民や市民に計画の策定への参画を求めるものである。
パブリックコメント	(国民・住民・市民など)公衆の意見。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。
バリューエンジニアリング	製品やサービスの「価値」を、それが果たすべき「機能」とそのためにかける「コスト」との関係で把握し、システム化された手順によって「価値」の向上をはかる手法。バリュー(価値) = 機能/コストで表される。
ホスピタリティー	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。
ランニングコスト	機器やシステムなどを運用・管理し続けるために“継続的に”必要になってくる費用のこと。一般的には光熱水費、修繕・補修費などを指す。「運用コスト」「維持費」などとも訳される。